

經濟論叢

第 132 卷 第 1・2 号

経営と家族 (1).....	渡 瀬 浩	1
いわゆる「植民地物産」について (1).....	渡 辺 尚	22
戦後ソ連の工業化と企業組織.....	溝 端 佐登史	48
日本帝国主義形成期における東北開発 構想 (下)	岡 田 知 弘	71
日本工作機械工業の技術発展の統計的分析.....	小 林 正 人	88
戦時金融統制と日本興業銀行.....	西 村 貢	110
 書 評		
本山美彦『貿易論序説』	杉 本 昭 七	134

経済学会記事

昭和 58 年 7・8 月

京都大學經濟學會

日本帝国主義形成期における 東北開発構想 (下)

——(第一次) 東北振興会の活動を中心に——

岡 田 知 弘

目 次

- はじめに
- I 1910年東北経済の「後進性」
- II 東北振興会の設立と大正期ブルジョアジーの
東北開発論(以上第131巻1・2号)
- III 東北振興会の開発構想(以下本号)
- IV 東北振興会の性格変容
- おわりに

III 東北振興会の開発構想

1 「東北振興に関する意見書」

前章で考察した渋沢・益田の東北開発論の影響も受けながら、東北振興会では『基礎調査』¹⁾を行なった上で、具体的政策構想として「意見書」²⁾がまとめあげられる。本章では、この「意見書」の内容を紹介・検討し、会としての開発論を検討しておきたい。

「意見書」は大きく分けて三つの部分からなっている。

第一の部分では、①特別地価修正、②酒造税法の改正、③家畜の鉄道運賃軽

1) 東北振興会は設立直後から「調査活動」を行ない、その成果を『東北振興会調査報告』として1915年4月以降発表した。これは、「甲部」・「乙部」の二部14冊からなる。「甲部」は、①総論、②農業、③工業、④蚕糸業、⑤畜産業、⑥林業、⑦水産業、⑧鉱業、⑨通運、⑩結論の各分野毎に一冊宛統計的報告がなされている。また「乙部」は4冊からなり、東北振興会での5人の講演記録をまとめている(浅野源吾『東北振興史』上巻、1938年、216頁以下)。

2) 『同上書』301頁以下に所収されている。

減、④蚕業教師設置費国庫補助というような、国家予算上の意見がまとめられている。以下、各々についてその内容を見ていくことにしよう。

①特別地価修正。この要求の意図は、先の渋沢の議論と同様に、現下の地価が東北の土地生産力と比較して著しく割高になっており、地価修正する必要性があるという点であった。つまり、東北の土地所有者の税負担軽減が第一にあげられたのである³⁾。

②酒造税法の改正。ここでは「現行酒造税法中ニ焼酎ノ原料トシテ甘藷ヲ認ムルモ馬鈴薯ハ此ノ中ニ含有セザルナリ」という認識から、東北の「好適農産物」である馬鈴薯の「酒精及焼酎」の醸造に対して、奨励と数年間の税金免除を要求している。

③家畜の鉄道運賃軽減。東北地方は畜産に適応した地域であるが、現在では養豚を中心にむしろ「退歩傾向」にある。その一因は「豚ノ需要市場遠ク之ヲ輸送スルニハ運賃ノ高率ナルガ為ニ之ガ利益ヲ減殺セラルル」ところにあるとして、東北畜産業発展のために輸送費の軽減を要求したのである。

④蚕業教師設置費国庫補助。前述の益田孝の東北振興論及び生産調査会の中心的主張であった養蚕業振興の対政府要求である。この蚕業教師は「蚕業ノ経営及技術」の「進歩ヲ促ガス為郡市町村ヲシテ養蚕組合ヲ設ケシメ、桑園ノ栽培、蚕種ノ購入、貯蔵及催青、稚蚕飼育、繭販売等ノ共同経営並ニ養蚕ノ実地指導ヲナス」ことを目的としていた。

第二の部分では、渋沢も強調していた国有林野問題に触れている。「意見書」は、「東北地方産業ノ不振ナル其原因一ニシテ足ラズト雖モ其土地ヲ地方国民ニ利用スルヲ許サザルガ如キモ其ノ有力ナルモノニ数フルヲ得ベシ」と問題の所在を明らかにした上で、東北地方の「土地ノ所有状態」を他地方と比較する。全国平均は国有地三割五分、民有地六割四分であるのに対し、「東北ハ四割七分ノ国有地ニ驚カザルヲ得ザルナリ」と述べている。「意見書」では、このよ

3) 東北からの地価修正要求は、明治末年から活発化し、たとえば岩手県議会で1909(明治42)年11月29日に「地租軽減ニ関スル意見書」を採択している(『岩手県議会史』第2巻, 1961年, 466頁)。詳しくは西川秋雄「東北振興問題」(『日本農業発達史』第7巻, 1955年) 415頁参照。

うな状態が何故形成されたかは触れられていないが、多くはさきに渋沢も述べていた維新期の政治制裁的土地収奪に起因していた⁴⁾。

「意見書」は、国有林野問題について次の四点を要求している。①東北地方の国有及御料林に対し貸付又は売払をなすべき土地を測量し且つその土地の植林・開墾・牧畜等に適するか否かを鑑定するため、臨時調査に関する技術官を設置すること、②上述の調査を行なった場合、植林・開墾・牧畜等の適地を画し、それを公表すること、③前項の土地は国有林野法に依り急速に処分すること、④勸業銀行に低利資金を交付し、之を以て東北地方の開拓に要する資金として二十人以上の組合等を組織し、開墾・牧畜・植林を為す者に対し、低利の長期貸付をなす事。これらの国有林野返還論は、すでに1880年代から東北各地で要求運動化していたものであった⁵⁾。

「意見書」の最後の部分は、「東北拓殖会社設立要項」である。このような会社設立案は、渋沢や益田の東北開発論では触れられていなかったが、実は東北振興会設立当初から原敬と高橋是清のところで考えられていた。『原敬日記』によれば、1913年9月22日に東北振興のための大会社を起こすということで原と高橋との間で合意が出来ており⁶⁾、翌年の11月初めには原が東北振興会役員との懇談会で次のような素案を出している。「……又拓殖兼物産会社の如きもの設立して、第一、東北地方の物産の販路を開きて売捌をなす事、第二、会社自ら開墾其他相当の事業をなす事、第三、低利の資本を供給する事と云うが如

4) 西川氏は、明治初頭の官公民有地区別による部落共有地・入会林野の国有地化が、東北においては量的にも（東北では林地の63パーセントまでが国有地であり、全国平均の46パーセントをはるかに上回っているだけでなく全国の国有林地の52パーセントまでが東北に集中していた）、質的にも（東北の農家経営にとっては不可欠な共有地の収奪）、農村経済に大きな打撃を与え、農民層の没落に拍車をかけたと述べている（西川「同上論文」398頁）。同時に、山林の商品化の遅れにもとづく「所有権意識」の低さが土地収奪を容易にした背景であったと考えられる（戒能通孝『小繋事件』1964年など参照）。

5) 国有林地の返還運動は、すでに1880年頃から持続的に行なわれていた（西川「前掲論文」412頁）。岩手県議会でも1910（明治43）年12月13日に「国有林野無償交付方要望ノ件」という「意見書」が採択されている（前掲『岩手県議会史』第2巻、466頁）。

6) 『原敬日記』第3巻、337頁に、「高橋蔵相来訪……彼は……東北振興に付ては大会社を起して其事業を進むるを可とすとて熱心に賛成せり」（中略、岡田）とある。

き目的を立て具体的に着手すべし、夫が為には会社を興すことを可とする」⁷⁾、そして一層詳細な見込書作成を渋沢に依頼したとおり、おそらくそれを下敷に、ここでの「設立要項」がまとめられたものと考えられる。

「要項」に即して、会社の設立目的を見ると、次のとおりであった。「由米東北地方土地広ク開拓スベキ場所多シト雖モ人口希薄ニシテ勞力乏シキノ憾アリ依テ内地殖民ヲナシ之ヲシテ開拓ニ従事セシムルヲ急要ナリトス。又東北地方ハ概シテ金利高クシテ資本ヲ得ルニ難ク且ツ生産セル物産モ運輸交通不便ニシテ市場ト遠ザカリ、之ニ加フルニ販売機關乏シキヲ以テ利得薄ク殊ニ貨物産出ノ数量多ケレバ販路忽チ閉塞シ為ニ其ノ事業ヲ挫折セシムルニ至ル、是レ東北地方ノ不振ヲ来ス有力ナル原因ト認ム。又東北地方ハ常ニ勤儉ノ風ニ乏シク一朝凶荒ニ際会スレバ飢餓ニ迫ル者頻出スルノ嫌アリ依テ平素ニ於テ相当ノ方法ヲ以テ備荒貯蓄ヲナスノ助成与フルノ必要アリト信ズ故ニ以上ノ欠陥ヲ補ヒ東北地方ノ振興ヲ図ル目的ヲ以テ東北拓殖会社ヲ創設セムトス」。ここでは、先の原敬の素案とは順序は異なるものの、内容的には①開拓による内地殖民②販売機関③貯蓄（金融）の三点が同様に指摘されている。

また、「設立要項」によれば、①会社資本金 1,000 万円、②株式は「東北地方及汎ク一般ノ經濟界ヨリ募集」、③政府は役員の選任・營業行為に対し他の特殊会社と同様の監督権限をもつと同時に、④5分の配当補償及び債券発行を許可するものとされた。

さらに、營業内容は以下の9分野にわたって構想されている。①農業、②拓殖金の貸付、③肥料種苗及農具の購入及貸付、④生産物の製造及販売、⑤移住民の募集及分配、⑥土地の売買及貸借、⑦土地の経営及管理、⑧建築物の製造売買及貸借、⑨救荒予備資金の積立代弁（尚、政府の許可をうけ、附帯事業として水産・山林その他拓殖上必要な事業も含む。）

以上のような東北拓殖会社構想は、おそらく東洋拓殖株式会社（1908年設立）の影響を受けたものであろう。けだし、東洋拓殖株式会社は当初、朝鮮に

7) 『同上書』第4巻、63頁。

における農林業を主体とする拓殖資金の供給と拓殖事業の経営を目的に創立されたものであり⁸⁾、東北拓殖会社の方はいわばその国内版・東北版と言ってよい。しかも開発方式としては、開拓・開墾を中心とした農業開発路線がとられていることが特徴的である⁹⁾。このような農業開発重視は、基本的には当時の軽工業中心の工業発展段階に規定され工業化路線をとりようもなかったことによっていたが、特殊的には生産調査会の内地食糧増産政策に沿うものであった。

最後に、東北振興会の「意見書」を全体として特徴づけるならば、第一の基調は、農業・農地開発を重視していたことにある。しかし、のちの1931・34年の大凶作時に東北住民から提示されたような米の品種改良・冷害対策要求は、東北振興会では積極的には取りあげられなかった。むしろそれらは東北の農業試験場などで地道に研究開発されていったのである。これは、東北振興会が、東北住民の立場に立って振興対策を立てたのではなく、東京の大ブルジョアジーの立場で構想を練ったことの当然の結果であった。しかし、第二に、対政府要求を見ると、地価・林野問題などで地主的利害への配慮が色濃く出ていた。これによって東北振興会が東北のどの層に依拠しようとしていたかが明らかとなろう。このことは政友会各県支部の政策内容と照らして見れば一層明白である。たとえば、政友会福島県支部総会(1913年12月7日)では、東北地価修正、国有林野の市町村・民間への下渡・下戻を政府に対して決議しているのである¹⁰⁾。第三に、実際に東北開発を推進する主体としては、地主よりもむしろ特殊会社である東北拓殖会社に多くが求められた。東北振興会の面々が中央ブルジョアジーであることに配慮すれば、彼等が食糧問題解決という国策に乗じながら、国に5分の配当を補償させることによって安全有利な投資機会創出を狙っていたと容易に想像することができる。

8) 企画院研究会『国策会社の本質と機能』1944年、124頁。

9) 大正期の特殊会社構想は農業開発会社として考えられていたが、1940年代「東北振興事業」における特殊会社＝東北興業株式会社及び東北振興電力株式会社は、重工業開発路線の下で構想・実現されていった。

10) 『政友』第162号、1913年12月、44頁。

2 東北拓殖会社構想の流産

次に、東北振興会の振興策の枢要点と目される「東北拓殖会社」の設立運動とその挫折にいたる経過について見ておきたい。

すでに述べたように東北拓殖会社構想自体は早くから存在していたが、それが現実味をもって登場してくるのは、米騒動の余韻さめやらぬ1919（大正8）年1月のことである¹¹⁾。渋沢栄一は、時の首相原敬を1月6日に訪ね、「東北振興ニ関スル拓殖会社設立ノ事」について相談し、その後1月半ばまで東北振興会内部で会社構想を練り上げていく。しかし、1月23日に「国産奨励会」の武居守正が渋沢を訪ね、彼等の側にも開墾会社設立構想があることを告げ、両会社案の合同を前提に、2月いっぱい原敬を交えて三者協議を継続するに至る。その結果、3月初旬には「帝国開墾株式会社」案がまとまり、帝国議会上程される¹²⁾。同案によれば、会社は3,000万円の資本金からなり、払込資本金に対し年8分の政府補給金を受けることになっていた。政府側は会社設立と国庫補助の趣旨として、すでに同議会で審議中であった開墾助成法の実をあげるために開墾専門の大会社をつくり、開墾事業を大規模に行ない、開墾地を農民に安く供給しようというものと説明している¹³⁾。

しかし、この会社への国庫補助案については衆議院で大もめし、貴族院にまわされたものの日程が足りないということで不成立に終わってしまう。衆議院ではどのような点が問題になったのであろうか。議会での反対派は憲政会と国民党であったが、彼等は第一に、この案は会社発起人になっている一部の「大富豪」を富ませるだけである事（開墾事業の独占、開墾助成法の補助金と会社補給金の二重取りによって）、第二に、開墾助成法案は単に「食糧危機」を解決するためだけではなく、自作農創設による地主・小作関係の安定を図る「社会政策」的意義をあわせてもっており、その意味で政府原案の「50町歩以上集団地のみ」という条項を「5町歩以上」と議会で修正したのだから、今回の会社

11) 『渋沢栄一伝記資料』第54巻、206頁。

12) 『同上書』、207頁。

13) 『第41回帝国議会議事録』、第27号、1919年3月22日、449頁。

案はこの理念に反し大規模開墾を目的としており極めて矛盾していること、の二点を主要な論拠に反対した¹⁴⁾。

こうして特殊会社＝帝國開墾株式会社案は水泡に帰したが、渋沢等は開墾会社設立をあきらめきれず、1919年6月初旬から「中央開墾株式会社」設立にむけて活動を再開する¹⁵⁾。しかし、今回は政府の補給金なしの、全くの民間会社として設立しようという構想であった。その理由を、会社設立の中心人物の一人である窪田四郎（三井出身）は、「前者（帝國開墾株式会社―岡田）は、開墾せし土地を中流以下に對し殊更に安価にて売却し、時には損失を招くも意とせず、即ち利益を目的とせざるものなりしも、今日は全然計画を換へ、時価にて相當の利益を挙げんとするものなり」と述べている¹⁶⁾。

ともかく、会社は資本金 3,000 万円として株式募集を始めるのであるが、折からの「反動恐慌」の影響で1920年9月には 1,000 万円規模、そして10月には 750万円に計画を大幅に下方修正せざるをえなくなった。資本金規模のみを見ても当初の構想から大きく後退したわけである¹⁷⁾。しかも実際に経営にのり出してから、「事業計画ノ当時ハ成功地ヲ時価ノ半額以下ニ評価シ、充分ノ安全ヲ期シタルツモリナリシガ、今日ノ地価ハヨリ以上ニ低落シ、小作爭議紛々タルノ結果ハ、成功地ヲ小作ニ附スルコトモ、又ハ買入ヲ求ムルコトモ覺束ナキノ感アリ」¹⁸⁾という社長説明にもうかがわれるように、事業はあまりうまくいかなかった。

さらに、東北振興という点から見ても、この会社の開墾地は、丸亀・浜名湖・北海道日高・福岡県行橋・印播沼であり、東北の開墾地は皆無であった¹⁹⁾。ことからわかるように、当初の「東北拓殖会社構想」から大きくかけ離れた経営内容であった。ただし、「収益」を目的とする限り、東北の土地は市場たり

14) 『同上書』、450～460頁。

15) 『渋沢栄一伝記資料』第54巻、222頁以下参照。

16) 『同上書』、224頁。

17) 『同上書』、255頁。

18) 『同上書』、265頁。

19) 同上。

えず、その当然の結果といえる。

以上のように、東北拓殖会社構想は、米騒動による「食糧危機」の時期にはもてはやされたが、それ以後はほとんど陽の目を見ることはなかった。これは、恐慌による資本家の投資活動の減退、米作の改良・冷害対策の進歩²⁰⁾によって東北の凶作がたまたまこの時期に発生しなかったことにもよるが、いま一つ注目すべき問題として、東北振興会の運動団体としての性格の変容、すなわち中央ブルジョアジーの会への関わり方の後退と会内部での東北「実業家」層の台頭があった。次に、この点について言及しよう。

IV 東北振興会の性格変容

ここでの課題は、東北振興会の性格変容の具体相と、それが何故ひきおこされたかを明らかにすることである。そうすることによって、大正期ブルジョアジーの東北振興会運動の限界と昭和期東北振興運動への展望もおのずと明らかになってこよう。

1 東北振興会の変容過程

東北振興会の最初で最大の仕事は、会設立年(1913年)の東北・九州凶作の義捐活動である。渋沢ら東北振興会役員は、「東北凶作救済準備会」とともに、1914年1月「東北九州災害救済会」(総裁=松方正義, 副総裁=渋沢栄一・大岡育造)を設立し、主に義捐金募集の活動を行なった²¹⁾。

救済事業と並行して、会創立当初においては、先述のような「東北振興基礎調査」やそれに基づいた「意見書」の発表、渋沢会頭の東北視察(1917年10月)など活発な活動を展開した。

20) 大正期の東北農業生産力の増大は、特に品種改良と金肥使用の進展によってもたらされた。前者の代表例としては、1920年奥羽試験地で育成された「陸羽132号」などがあり、米質・耐病・耐肥・多収性で画期的な前進がはかられた。詳しくは、農林大臣官房調査課『東北農業生産力の展開』、1954年、参照。

21) 詳細については、浅野『前掲書』3-73頁参照。

しかし、1918年以降は、最大の企画であった「東北拓殖会社」構想の流産もあって、振興会の活動も、日の出セメント株式会社の設立や東京「三越」での東北銘品陳列会に関係する位で、活動のボルテージは急速に下がっていった。

そこで1923年5月28日には、東京で東北振興会役員と東北六県知事とが協議会を開き、「今後尚ほ此会を存続すべきや否や」について、平直な討論を行なうに至る²²⁾。この場では振興会側の大倉委員が解散論を出したが、六県知事からの強い希望もあり、会の存続発展を承認することになった。しかし、それには次のような組織改革方針の確認がだきあわされた。「一、東京並に地方に於ける会員の増加を図る事、地方に於ては現在の会員の外当業者を多数に加入せしむる事、一、地方の金融・製絲・開墾事業に対し巡回指導・巡回批評、一、東京に於て銘産品陳列会の施行、東京に於ける六県共同販売所の設置」。

この確認にそって、会則の改正が行なわれた。改正の基本点は、第一に会の目的が、当初の「産業振興」と「福利増進」から、後者が脱落し、東北六県の「産業振興」することに絞られたこと、第二に、その目的を達成するために、第三条で①物産の調査・販路の紹介及商況の通信、②金融の調査並紹介、③産業の指導、④関係方面に対する意見の具陳、⑤産業に関する陳列会・共進会・講話会及其他の集会を行なうこと、⑥機関雑誌を発行して会員に頒布すること、⑦東京に物産陳列所を設置すること、⑧前各号の外産業上必要と認むる事項、というように会規則の中に産業振興を中心とした具体的事業範囲が明記されたことである。この点からも、振興会の従来の救済事業中心のあり方を大きく変更し、直接的な産業振興団体として位置付け直そうとしていたことが看取しえる。第三に、会員の構成も、東北各県に支部を設けることによって、従来の中央ブルジョアジー中心の構成から、東北実業家中心のそれに切り換えようとしたこと（第二条）が特徴的である。加えて、東北六県知事も会の顧問として振興会内部での発言力を有することになった（第十条）。その結果、1924（大正13）年現在の会員数は、東京47名、大阪3名、神奈川6名に対し、福島43名、

22) 『同上書』、310頁。

宮城29名、岩手36名、青森38名、山形34名、秋田27名というように、東北の「実業家」が圧倒的多数を占めるに至り、会の活動も再び盛りあがりを見せる²³⁾。

1924(大正13)年8月には、東北振興協議会が開かれ「交通機関ノ完備、低利資金ノ供給ヲ目的トスル特殊会社ノ設立」を内容とする建議と、鉄道省枕木購入価格改正陳情・国有地貸付又は私下陳情の二件を採択した。

さらに同年の秋には、はじめての東北振興会支部連合大会が福島市で開かれ、東北六県の会員や福島県の実業家・地方議員など約250名が参加した。大会では、①銀行の合同に関する件、②電気事業の組織改善に関する件、③土地に対する金融及土地の負担軽減に関する件、④開田水路国営に関する件、⑤輸出生糸の取引国営に関する件(前二者は振興会本部提出議案、後三者は福島県支部が提案)を主要議題に、活発な討論が行なわれた。

ところが、この大会では、東北金融・電力業界の整理・統合を意図した本部提案の①及び②の議案が東北側会員の反対で採決されるまでには至らず、東北地元支部からの議案のみが可決されるという結果におわる²⁴⁾。この事は、東北振興会の主勢力が東京のブルジョアジーから東北地元の「実業家」に移ったことを鮮やかに意味していた。では、「実業家」の台頭とは何を意味するのであろうか。この点を次に考察しよう。

2 性格変容の基礎構造

第5表は、年次別に第三種所得税額別の人員数をまとめたものである。これによると、1916年を最低値に、所得上位者数が急速に伸びていることがわかる。これらの所得増大が何によってもたらされたかを探るために第6表を作成してみた。1920年までは主に農林業関係所得の増大がこれを支えているが、それ以後はこの伸びが鈍化し、むしろ商業所得・給与所得などの伸びが目立つ。米騒

23) 『同上書』、315頁以下に名簿がある。

24) 『同上書』、343頁以下参照。

第5表 第三種所得税額別人員数の推移

（人）

年度	税額 ～10万円	～5万円	～3万円	～2万円	～1.5万円	～1万円	1万円以下
1908	5	8	10	43	50	260	85,117
1909	6	5	12	48	99	322	97,270
1910		4	15	51	107	344	103,044
1911		9	6	43	123	341	105,464
1912		13	17	45	115	384	111,735
1913		9	22	67	147	449	81,657
1914		7	23	71	140	378	75,268
1915		8	20	86	157	339	76,865
1916		4	17	77	146	346	73,509
1917	4	5	35	107	192	403	81,950
1918	3	7	60	185	251	557	81,631
1919	2	28	164	295	367	841	116,958
1920	11	98	300	414	545	1,266	111,882
1921	36	234	444	599	768	1,711	116,427
1922	80	322	584	765	949	2,071	133,450
1923	63	328	518	756	885	2,075	126,041
1924	53	275	794	762	949	2,030	125,243
1925	61	347	462	836	898	2,079	139,679

（出所）『仙台税務監督局統計書』（各年次版）。

動以後の米価値上がりによる農業所得の増大がベースにありつつも、1920年以後は商品経済の浸透と非農業的労働市場の拡大による所得増大がその比重を増していたのである。後者の点は、東北における払込資本金の増加にも対応していた。

さらに、営業税統計によって、「営業」内容別に一営業場あたり税額の推移を見てみよう。第7表によれば、銀行業が抜群の位置をしめ、製造業が確実に税額を上昇させていることが確認できる。このように、1910年代後半から20年代前半にかけての東北では、全国的水準には遠く及ばないものの、その内部に商工業と銀行業の成長が進展していたのである。

以上のような東北経済の発展こそ、東北振興会の性格変容を根底で規定する

第6表 種類別第三種所得額の推移

(千円, パーセント)

年度	農 林 業	鉱 工 業	商 業	給 与	利子・配当	そ の 他	合 計	払込資本金	物価指数
1908	23,543(50.9)	2,617(5.7)	8,843(19.1)	6,544(14.1)	3,090(6.7)	1,612(6.5)	46,249(100)	—	100
1909	27,673(53.2)	2,704(5.2)	9,155(17.6)	7,227(13.9)	3,275(6.3)	1,970(3.8)	52,004(100)	44,050	95
1910	28,543(53.0)	2,604(4.8)	9,287(17.3)	7,903(14.7)	3,384(6.3)	2,106(3.9)	53,827(100)	41,353	92
1911	27,897(51.1)	2,694(4.9)	9,376(17.2)	8,794(16.1)	3,585(6.6)	2,204(4.0)	54,550(100)	44,636	93
1912	30,853(52.1)	2,930(5.0)	10,027(17.0)	9,610(16.3)	3,431(5.8)	2,284(3.9)	59,135(100)	49,624	102
1913	31,334(56.6)	2,712(4.9)	10,611(19.2)	6,576(11.9)	1,803(3.3)	2,292(4.1)	55,328(100)	56,006	102
1914	28,124(54.8)	2,341(4.6)	9,260(18.1)	6,989(13.6)	2,470(4.8)	2,106(4.1)	51,290(100)	60,086	101
1915	27,639(53.8)	2,227(4.3)	10,134(19.7)	7,358(14.3)	2,046(4.0)	1,959(3.8)	51,363(100)	64,026	103
1916	24,042(48.8)	2,558(5.2)	10,719(21.8)	7,568(15.4)	2,225(4.5)	2,145(4.4)	49,257(100)	68,984	124
1917	29,261(50.3)	3,449(5.9)	12,396(21.0)	8,090(13.9)	2,379(4.1)	2,520(4.3)	58,095(100)	75,522	156
1918	37,864(51.6)	5,564(7.6)	15,578(21.2)	8,351(11.4)	2,788(3.8)	3,171(4.3)	73,316(100)	99,424	205
1919	64,052(54.7)	7,675(6.6)	23,254(19.9)	13,403(11.5)	4,010(3.4)	4,599(3.9)	116,993(100)	142,816	251
1920	99,561(64.5)	6,519(4.2)	22,777(14.7)	14,112(9.1)	5,460(3.5)	6,032(3.9)	154,461(100)	232,696	276
1921	108,779(59.4)	6,763(3.7)	27,911(15.2)	20,029(10.9)	12,679(6.9)	7,018(3.8)	183,179(100)	244,640	213
1922	124,645(57.1)	8,496(3.9)	33,119(15.2)	24,625(11.3)	19,101(8.8)	8,111(3.7)	218,097(100)	266,126	208
1923	105,230(51.0)	9,074(4.4)	35,780(17.4)	27,188(13.2)	19,967(9.7)	8,745(4.2)	205,984(100)	283,530	212
1924	95,826(46.8)	8,819(4.3)	38,690(18.9)	29,659(14.5)	21,739(10.6)	10,052(4.9)	204,785(100)	299,004	219
1925	112,187(49.6)	9,155(4.0)	40,977(18.1)	31,138(13.8)	22,331(9.9)	10,590(4.7)	226,378(100)	301,614	214

(出所) 第5表と同じ。

(注) 「農林業」とは統計分類上の「田畑」、「貸宅地及貸家」、「山林伐採」、「原野其他土地」、「牧養業及採取業」を合算したもの。

同様に「鉱工業」=「鉱業」、「工業」; 「給与」=「俸給給料手当歳費」、「諸給与」、「労力」とした。

第7表 一営業場当り営業税額の推移

（円）

	1909年度	1913年度	1916年度	1922年度	1925年度
物品販売業	23.5	21.6	20.0	31.8	24.5
銀行業	1,026.6	1,214.3	1,471.0	3,402.0	2,951.7
保険業	—	100.0	—	—	—
金銭貸付業	37.3	54.0	61.5	73.1	16.0
物品貸付業	21.6	23.0	40.0	109.9	24.9
製造業	49.1	51.4	60.2	112.3	157.3
運送業	34.9	42.6	35.3	52.9	52.9
倉庫業	100.0	88.5	41.3	58.3	75.4
鉄道業	—	3,669.0	1,109.0	1,973.0	1,903.7
請負業	36.8	34.5	35.3	—	39.2
印刷業	19.8	16.7	17.0	33.5	31.9
写真業	28.3	23.5	29.0	44.1	21.8
席貸業	23.9	20.5	21.7	37.8	30.0
宿業	34.0	30.1	32.8	45.7	37.0
料理店業	32.7	30.3	36.1	43.9	36.8
周旋業	11.3	10.8	29.4	21.2	14.4
代理業	32.6	28.3	31.3	46.9	31.9
仲立業	14.1	12.8	14.2	21.6	15.7
問屋業	23.6	27.1	32.1	77.5	55.9
信託業	—	40.0	—	179.0	333.0
東北平均	33.4	35.0	40.3	52.1	43.5

（出所） 第5表と同じ。

ものであった。第8表は、1926年現在東北振興会各県支部所属会員の職業構成を示している。この表では、同一人物でもいくつかの職業を兼ねている者は各各一人として数えているので、総計数は実際の会員数（191人）よりも大きくなるが、会員の利害基盤を探るにはむしろ便利であろう。これによると銀行業が全会員数の3分の1近くを占め、次いで農業・商業・製造業・醸造業・地主の順となっているほか、各級議員が30人入っている。地主の数は大変少なくなっているが、会員名簿を大正13年「五十町歩以上地主名簿」²⁵⁾と照会していく

25) 農林省農務局「五十町歩以上の大地主（名簿）」1924年（『日本農業発達史』第7巻、所収）。

第8表 東北振興会会員の職業構成 (人)

地主	19
農業	47
醸造業	22
貸金業	1
商業	28
銀行業	66
製造業	23
運送業	2
官吏	2
地方議員	15
帝国議會議員	15
商工會議所議員	5
その他	6

(出所) 浅野源吾編『統計上より見たる東北経済大観』, 1926年。

第9表 土田家株式所有構成の推移

年	中央株(%)	県内株(%)	総額(千円)
1909	40.2	59.8	10.0
1911	30.6	69.4	11.1
1913	45.8	54.2	18.8
1915	42.3	57.7	22.2
1917	22.1	77.9	32.1
1919	9.3	91.0	151.4
1921	8.3	91.7	167.9
1923	10.5	89.5	229.0
1925	10.6	89.4	270.5
1927	11.4	88.6	291.7

(出所) 岩本純明「東北水田単作地帯における地主経済の展開」(『土地制度史学』第69号1975年10月) 44頁, 表7より作成。

と, 79人の氏名が五十町歩以上地主としてあがってくる。これらのことから, 東北振興会会員は, その多くが地主的土地所有に基礎をおきながらも, 銀行・商業・製造業などを営むブルジョア的性格の濃い層であると推測しえる。

たとえば, 東北振興会会員の有力者の一人に秋田県の土田万助²⁶⁾がいる。土田家は500町歩地主であるが, 他方で万助は羽後銀行・秋田信託銀行の頭取や横荘鉄道の取締役などの企業活動を積極的に行なったり, 政界にも村長や村会・郡会・県会・貴族院(1917年以降)の各議員として進出した人物である。この土田家の場合, 1919年に有価証券投資が土地投資を上回り, 以後急速に有価証券投資を増大させ, 反対に土地投資は急速に減じている²⁷⁾。しかも, 1910年代後半以降の有価証券投資先は, それまでの中央株中心から秋田県内の鉄道・銀行・電力株へとその重心を大きく移していく(第9表)。このような中

26) 土田家の研究としては, 岩本純明「東北水田単作地帯における地主経済の展開」(『土地制度史学』第69号, 1975年10月), 及び清水洋二「東北水田単作地帯における地主・小作関係の展開」(『土地制度史学』第74号, 1977年1月)がある。ここでの記述は両論文に負うところが大きい。

27) 岩本「前掲論文」, 42頁参照。

央株から東北株への地主有価証券投資の推移は、宮城県の斎藤・佐々木・桜井家にも認められることであり²⁸⁾、土田家の動向は決して例外ではなかった。

したがって、1910年代末からの東北振興会の性格変容は、東北内部における一定の資本主義的發展を背景とした「実業家」層＝資本家的地主層の台頭によるものであったといえよう。また、これに加えて、「地方利益」に訴えることで議席を確保しようとした政党議員や党支部が、「普通選挙法」などをにらみつつ、積極的に「東北振興」活動に関与していったことも重要な点である²⁹⁾。

お わ り に

1926年7月23日、東北振興会協議委員会は、27年3月31日限りで会を解散することを決定する³⁰⁾。渋沢栄一は解散にあたり、「我等は永年東北振興事業の衝に當って來たが、他地方人として既に為すべきことを為した積りである。依って此事業を地方出身の有力者に委譲し、其力に依って此大事業を期して貰いたい」と述べ、東北振興会運動からの撤退を表明した³¹⁾。

だが、浅野源吾をはじめ東北出身の会員は会の解散を遺憾に思い、第二次の東北振興会を1927年5月22日に設立する³²⁾。この会は「会員を東北出身の貴衆兩院議員、県會議員、商工會議所議員、学者、実業家、市町村長、青年団長、組合理事長等に求め、之等自治団体の力を基礎として事の実行に当らんとす」³³⁾る組織であった。浅野によれば、「渋沢子爵の主宰した前東北振興会は少数有力者で自ら事業に当らんとした。現東北振興会は前者と反対に多数人の精神的協力である与論の力に依って、東北振興問題の解決を政府に迫った」³⁴⁾

28) 詳細については、渋谷隆一「地主・高利貸金融の展開構造」（今田治彌編『東北地方金融の展開と構造』、1978年、第1章）、43頁以下参照。

29) 「地方利益欲求の噴出」と政党地方組織の動向については、有泉貞夫「明治国家と民衆統合」（岩波講座『日本歴史』第17巻、1976年）、217頁以下参照。

30) 浅野源吾『前掲書』499頁。

31) 『同上書』、「自序（浅野源吾記）」、13頁。

32) 第二次東北振興会については、『東北振興史』中巻（1939年）及び下巻（1940年）参照。

33) 『東北振興史』、中巻、3頁。

34) 『同上書』、「自序」、2頁。

点に、両会の大きな相違があった。

中央の大ブルジョア³⁵⁾アジエが、当初は国策に乗じて投資機会創出をもくろみつつ実際には調査活動と救済事業に力点を置いた形で東北振興会に参与していたものの、拓殖会社構想の挫折や「反動恐慌」・東北に凶作がなかったことを背景に、徐々に会から手を引き、かわって東北の実業家・政治家層が自らの経済的成長と普通選挙法制定への動きなどを背景に会の主導権を握るようになり、会自体が地方産業振興団体的性格を濃くしていったことが確認できよう。中央の大ブルジョアアジエと東北の実業家・政治家層の利害とそれに基づく運動論が一致しえなくなったところに会の解散と再建の理由があったのである³⁵⁾。

純粋な地方産業振興要求団体として東北の超党派の政財界人を結集した第二次東北振興会は、後の1931・34年東北大凶作の際に活発な対政府要求運動をまきおこし、政府に「東北振興事業」を施策化させていく上で極めて大きな役割を果たすことになる。

東北振興事業は、第一次東北振興会の特殊会社設立構想をうけつぎながらも、開発方式としては電力開発と重化学工業化を主軸としており、第一次東北振興会の農業開発路線とは著しく異なっていた。しかも、この事業を通して大独占体を中心に、渋沢も予想しなかったような中央資本の東北経済への画期的進出が展開されていくことになる。

1910年代と30年代後半の二つの開発方式の差異は、基本的にはその間の日本資本主義の発展によって生み出されたが、それに加えて日本資本主義史上における東北の位置の微妙な変化にも規定されていたといえる。つまり、1910年代の食糧問題・蚕糸業育成策を背景にした農業開発地域としての東北から、20年代を通して植民地米が米穀市場において決定的な地位を確立し、「総力戦」にむけて資源開発と重化学工業育成が国家的に必要なとなった1930年代後半の東北へと、東北の日本帝国主義経済政策上での意義は変化していたのである。中央

35) この間の中央のブルジョアアジエと東北ブルジョアアジエとの対抗・従属関係についてのより詳細な検討については、別の機会に試みたい。

ブルジョアジーの東北への関わり方もまた、これによって変遷をとげたといえる。

（付記） 本稿作成にあたって元内閣東北局書記官渡辺男次郎氏の御遺族及び東北開発株式会社所蔵の貴重な資料を利用させて頂いた。記して謝意を表したい。

（1982年8月脱稿，11月補筆）